
国交省、被災地の物流確保へ特車許可 “最優先”

Edited By LogisticsToday On 2018/07/10

国土交通省は10日、西日本を中心とした豪雨の被災地で物流確保や早期復旧を促すため、岡山県、広島県、愛媛県、福岡県の4県を発地か着地とする特殊車両通行許可手続きを最優先で処理し、「可能な限り迅速」に許可証を交付する特別措置を講じると発表した。

被災地では道路が損傷し、大型車両が通行できなかつたり、現地の道路管理者による通行可否の確認（個別審査）に時間がかかったりする可能性があるため、国交省では、これらの地域を特殊車両で通行しようとする際に貨物を減らすことや、小型車両による輸送への切り替え、道路情報便覧未収録道路を経路に選択しない——など、対象道路で「個別審査」が生じないよう申請事業者の協力を呼びかけている。

また、これらの地域の道路では、状況の変化があつたり、許可条件にかかわらず、実際の通行が「制限」「禁止」「不可能」となる場合もあることから、「あらかじめ迂回路が定められている場合は、迂回路を経路とした申請を行う」などの配慮を求める。

4県を発着地とする事業者がこの措置の適用を受けようとする際は、申請先の事務所に電話で確認してほしい、としている。

Article printed from Logistics Today | 国内最大の物流ニュースサイト : <http://www.logi-today.com>

URL to article : <http://www.logi-today.com/320811>

Copyright © 2019 Logistics Today | 国内最大の物流ニュースサイト. All rights reserved.